関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令

関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中第三十五号の二を第三十五号の四とし、第三十五号の次に次の二号を加える。

三十五の二　内閣府、国土交通省及び原子力規制委員会

三十五の三　内閣府及び原子力規制委員会

別表中第七十三号を次のように改める。

七十三　削除

別表中第七十四号の次に次の一号を加える。

七十四の二　文部科学省、国土交通省及び原子力規制委員会

別表中第九十一号の次に次の一号を加える。

九十一の二　経済産業省及び原子力規制委員会

附　則

この命令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

○内閣府、文部科学省、経済産業省令第一号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、及び原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第百五号）第二条第七号の規定に基づき、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令第二条第七号に規定する原子力発電による電気の安定供給に寄与する原子力の研究及び開発の用に供する施設を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　平野　博文
経済産業大臣　枝野　幸男

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令第二条第七号に規定する原子力発電による電気の安定供給に寄与する原子力の研究及び開発の用に供する施設を定める命令の一部を改正する命令

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令第二条第七号に規定する原子力発電による電気の安定供給に寄与する原子力の研究及び開発の用に供する施設を定める命令（平成十三年内閣府、文部科学省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

本則第三号中「第二十三条第一項第一号に規定する原子炉」を「第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉」に改める。

附　則

この命令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

○内閣府、農林水産省、環境省令第一号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）附則第三条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同条を実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　郡司　彰
環境大臣　細野　豪志

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令

（法附則第三条第一項の内閣府令・農林水産省令・環境省令で定める者）

第一条　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）附則第三条第一項の内閣府令・農林水産省令・環境省令で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の二第一項の規定による猟銃の所持の許可の申請又は同法第七条の三第一項の規定による猟銃の所持の許可の更新の申請をする日（以下「許可等申請日」という。）前一年以内に法第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員として、法第四条第二項第四号に規定する対象鳥獣である鳥類の卵の採取等を除き、当該種類の猟銃を使用して行うものに限る。以下「特定捕獲等」という。）に一回以上参加した者

二　許可等申請日前三年以内に銃砲刀剣類所持等取締法第十条の九第一項の指示を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にない者

（法附則第三条第二項の内閣府令・農林水産省令・環境省令で定める者）

第二条　法附則第三条第二項の内閣府令・農林水産省令・環境省令で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一　許可等申請日前一年以内に法第四条第一項に規定する被害防止計画に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項（法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けて特定捕獲等に一回以上参加し又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第八項（法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する従事者として特定捕獲等に一回以上参加した者

二　前条第二号に該当する者

（書面の交付）

第三条　市町村長は、次に掲げる事項を記載した書面を、第一条第一号又は前条第一号の特定捕獲等に参加した者の求めに応じて交付するものとする。

一　特定捕獲等に参加した年月日

二　特定捕獲等に参加した場所

三　特定捕獲等の対象とした鳥獣の種類

四　特定捕獲等に参加した際に使用した猟銃の種類

第四条　前条の書面の様式は、別記様式のとおりとする。

附　則

この命令は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十号）の一部の施行の日（平成二十四年九月二十八日）から施行する。